

# 福井県報

第 248 号  
令和 5 年  
5 月 23 日(火)  
火曜日発行

## 目次

### 告示

- 生活保護法の規定による指定介護機関の指定(二三八・地域福祉課)……………二
  - 福井県知事許可漁業における制限措置および申請期間(二三九・水産課)……………二
  - 漁船保険義務加入の同意成立の届出(二四〇・同)……………六
  - 特定第二号漁業者の共済契約締結の申込みに係る同意成立の届出(二四一・同)……………六
  - 令和五年度地籍調査事業計画(二四二・農村振興課)……………六
  - 土地改良区の定款変更の認可(二四三・福井農林総合事務所)……………六
  - 土地改良区の定款変更の認可(二四四)二五〇・丹南農林総合事務所)……………六
  - (仮称)4号高架橋上部工事(P2・P4)05・02・0704の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二五一・土木管理課)……………七
  - (仮称)4号高架橋上部工事(P4・P6)05・02・0705の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二五二・同)……………九
  - (仮称)4号高架橋上部工事(P6・P8)05・02・0706の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二五三・同)……………一〇
  - 武生商工高校新商業棟(仮称)建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二五四・同)……………一二
  - 武生商工高校新体育館(仮称)建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二五五・同)……………一三
  - 大野警察署建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(二五六・警察本部会計課)……………一五
- ### 公告
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方の決定(二件・広報広聴課)……………一七
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(DX推進課)……………一七
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(原子力環境監視センター)……………一九
  - 食品衛生法施行令の規定による登録養成施設の変更(医薬食品・衛生課)……………二二
  - 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(こと

- も療育センター)……………二二
- 土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………二四
- 土地改良区の役員の就任(同)……………二四
- 開発行為に関する工事の完了(二件・同)……………二五
- 公安委員会告示
- 警備員指導教育責任者講習の実施(六三・生活安全企画課)……………二五

# 告 示

## 福井県告示第238号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定により指定介護機関を指定したので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

指定介護機関番号	サービスの種類	介護機関名称	介護機関住所	申請（開設）者	指定年月日
1870200266	居宅介護支援	一休さん居宅介護支援事業所	福井県敦賀市山泉73-905	有限会社 ケア一休さん	令和5年3月11日

## 福井県告示第239号

漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、法第57条第1項の農林水産省令で定める漁業および福井県漁業調整規則（令和2年福井県規則第56号。以下「規則」という。）第4条第1項各号に掲げる漁業につき、規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置および申請すべき期間を次のように定めたとで公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

- 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

表1 規則第4条第1項第5号に掲げる固定式刺し網漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
固定式刺し網漁業	一枚網漁業（あじ底刺し網漁業）	(略)	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載	(略)	(略)	(略)
一枚網漁業	一枚網漁業（このしる底刺し網漁業）	13（許可または起業の認可を受けている船舶の数：13隻）		されている推進機関の馬力数	大飯郡おおい町鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端を結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域	1月1日から3月31日まで および 9月1日から12月31日まで	小浜市のうち、加斗地域、西津地域、内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭に限る）、および





	(略)		(略)	小浜市に住所を置く者
	(略)		(略)	高浜町に漁業の根拠地を有する者

表5 第4条第1項第18号に掲げるなまこ漁業

漁業の種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
なまこ漁業	なまこ漁業(徒手磯見漁法)	1(許可または起業の認可を受けている漁業者の数:46)	-	-	福井市西畑町大稲場地先に設置した標柱(基点第476号)、基点第476号から真方位306度930メートルの点、坂井市三国町宿地先三国防波堤突端に設置した標柱(基点第477号)および新保導流堤突端を結んだ線および最大高潮時海岸線に囲まれた区域	1月1日から12月31日まで	あわら市 坂井市 福井市 越前町 に住所を置く者
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	敦賀市に住所を置く者
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	美浜町に住所を置く者
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	小浜市に住所を置く者
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	高浜町に漁業の根拠地を有する者

2 許可または起業の認可を申請すべき期間

(1) 固定式刺し網漁業のうち、一枚網漁業(このしろ底刺し網漁業)

令和5年7月15日から令和5年8月15日まで

(2) 固定式刺し網漁業のうち、一枚網漁業(かざみ底刺し網漁業)

令和5年5月23日から令和5年6月15日まで

(3) たこつば漁業のうち、坂井市三国町および大飯郡おおい町に住所を置く者

令和5年5月23日から令和5年6月23日まで

(4) かご漁業のうち、ばい貝かご漁業

令和5年5月23日から令和5年6月15日まで

(5) あわび漁業のうち、坂井市に住所を置く者

令和5年5月23日から令和5年6月23日まで

(6) なまこ漁業のうち、坂井市に住所を置く者

令和5年5月23日から令和5年6月23日まで

## 福井県告示第240号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めため、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

若狭三方加入区

## 福井県告示第241号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号。以下「法」という。）第108条第5項において準用する法第105条の2第3項の規定による届出を審査し、特定第2号漁業者の同意が要件に適合すると認めため、法第108条第5項において準用する法第105条の2第4項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

福井市加入区

1 発起人の住所および氏名

福井県福井市鮎川町192-11

浜本 朝晴

福井県福井市菜崎町1-27

佐嶋 正美

2 区 域

福井市漁業協同組合および越廼漁業協同組合の地区の区域

3 区 分

主としていか釣りをを行う漁業であつて、越廼漁業協同組合の地区の者が営む漁業および総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、越廼漁業協同組合の地区の者が営む漁業のうち、主としていか釣り漁業を営む漁業および、総トン数10トン未満の漁船により行う漁業であつて、福井市漁業協同組合の地区のうち、福井市鮎川町、白浜町、大丹生町および小丹生町の区域の者が営む漁業区分

4 漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準

用する同規則第46条第1項の規定による通知年月日

令和5年4月24日

## 福井県告示第242号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、地籍調査に関する令和5年度における事業計画を定めため、同条第5項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

調査を行う者の名称 調査地域 調査期間

福井市	福井市の区域	令和5年4月から令和6年3月まで
大野市	大野市の区域	
鯖江市	鯖江市の区域	
あわら市	あわら市の区域	
坂井市	坂井市の区域	
永平寺町	永平寺町の区域	
南越前町	南越前町の区域	
美浜町	美浜町の区域	
若狭町	若狭町の区域	
高浜町	高浜町の区域	
おおい町	おおい町の区域	

## 福井県告示第243号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したため、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
麻生津土地改良区	令和5年5月11日

## 福井県告示第244号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したため、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江東部土地改良区	令和5年5月8日

## 福井県告示第245号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したため、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鱒江ハケ用水土地改良区	令和5年5月8日

#### 福井県告示第246号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
田中土地改良区	令和5年5月8日

#### 福井県告示第247号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
日野川用水土地改良区	令和5年5月8日

#### 福井県告示第248号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井織田土地改良区	令和5年5月9日

#### 福井県告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
福井宮崎土地改良区	令和5年5月9日

#### 福井県告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
今庄土地改良区	令和5年5月11日

#### 福井県告示第251号

（仮称）4号高架橋上部工事（P2-P4）05-02-0704の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

##### 1 一般競争入札に付する事項

###### (1) 工事名

（仮称）4号高架橋上部工事（P2-P4）05-02-0704

###### (2) 工事場所

福井港丸岡インター連絡道路（1期区間）

坂井市 春江町沖布目から丸岡町舟寄

###### (3) 工事概要

橋梁上部工（6径間連続合成鋼箱桁橋）1式

橋長 99.9m

幅員 10.5m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成

員については福井県内に主たる営業所（法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であって、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件をすべて満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ることに。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年5月23日（火）から同年6月12日（月）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県坂井市三国町水居17-45

福井県三国土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または特参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)



ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。  
なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

#### 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落れた共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

#### 6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

#### 福井県告示第252号

(仮称) 4号高架橋上部工事 (P4-P6) 05-02-0705の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 一般競争入札に付する事項

##### (1) 工事名

(仮称) 4号高架橋上部工事 (P4-P6) 05-02-0705

##### (2) 工事場所

福井港丸岡インター連絡道路(1期区間)

坂井市 丸岡町舟寄

##### (3) 工事概要

橋梁上部工(6径間連続合成鋼箱桁橋) 1式

橋長 97.0m

幅員 10.5m

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者  
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2の建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所(法第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。)を有する者であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事A等級の資格を有すると決定されている者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること)。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数(継続した営業年数とし、許可の失効(法第3条第3項)または許可の取消し(法第29条)があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。)が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これ

に加え、監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であって、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件をすべて満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

### 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

#### (1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和5年5月23日(火)から同年6月12日(月)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県坂井市三国町水居 17-45  
福井県三国土木事務所総務課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

#### エ 提出部数

正本1部および副本1部

#### 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づき指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

#### 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

#### 6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

#### 福井県告示第253号

(仮称)4号高架橋上部工事(P6-P8)05-02-0706の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法を次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

#### 1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

(仮称)4号高架橋上部工事(P6-P8)05-02-0706

- (2) 工事場所  
福井港丸岡インター連絡道路（I 期区間）  
坂井市 丸岡町舟寄
- (3) 工事概要  
橋梁上部工（6 径間連続合成鋼箱桁橋）1 式  
橋長 88.0m  
幅員 10.3m
- 2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者  
特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件のすべてを満たす共同企業体とする。
- (1) この工事を共同して請け負うことを目的として、2 の建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。ただし、代表者以外の構成員については福井県内に主たる営業所（法第 3 条第 1 項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。）を有する者であること。
- (2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。
- ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について鋼構造物工事 A 等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づき競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- イ 申請書を提出する時点において、法第 3 条第 1 項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第 3 条第 3 項）または許可の取消し（法第 29 条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が 3 年以上あること。
- ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。
- エ 共同企業体への出資の比率がいずれも 30 パーセント以上であること。
- オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。
- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第 26 条第 1 項に規定する主任技術者または同条第 2 項および第 5 項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件をすべて満たしている者であること。
- ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。
- イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続  
特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
- (1) 提出書類
- ア 申請書
- イ 経営規模等総括表
- ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第 27 条の 27 および第 27 条の 29 第 1 項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和 5・6 年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）
- エ 共同企業体協定書
- オ 工事経歴書
- カ 技術職員名簿
- (2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等
- ア 交付期間  
令和 5 年 5 月 23 日（火）から同年 6 月 12 日（月）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第 2 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 交付場所  
福井県坂井市三国町水居 17-45  
福井県三国土木事務所総務課
- (3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または特参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてののみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室

電話番号 0776-20-0470

### 福井県告示第254号

武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべ

き事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

武生商工高校新商業棟（仮称）建築工事

(2) 工事場所

福井県越前市文京1丁目 地係

(3) 工事概要

新商業棟 鉄筋コンクリート造 4階建て 延べ面積2,730.0㎡、渡り廊下

鉄骨造 2階建て 延べ面積22.6㎡の新築工事および昇降機設置工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設

工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県丹南土木事務所、福井県嶺

南振興局敦賀土木事務所または福井県福井土木事務所管内に主たる営業所（建設業法

（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、

同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する2の建設業者（法第2条第3

項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること

。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を

提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の

資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第15

4号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（

平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている

者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基

づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（繼

続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第2

9条）があつた場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上

あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構

成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも30パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領

(以下「措置要領」という。)に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと

- カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。
- キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる者でないこと。
- ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者(監理技術者資格者証(裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証)を有する者であること。)であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。
- (3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。
  - ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。
  - イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。
- 3 特定建設工事入札参加資格の審査の手続
  - 特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。
  - (1) 提出書類
    - ア 申請書
    - イ 経営規模等総括表
    - ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書(経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。)の写し(令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査(再審査を含む。)において用いたものに限る。)
    - エ 共同企業体協定書
    - オ 工事経歴書
    - カ 技術職員名簿
  - (2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等
    - ア 交付期間
      - 令和5年5月23日(火)から同年6月7日(水)まで(福井県の休日を含める)
      - 条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時

時から午後4時まで

- イ 交付場所
  - 福井県福井市大手3丁目17番1号
  - 福井県土木部公共建築課
- (3) 申請書等の提出期間等
  - ア 提出期間
    - 申請書等の交付期間と同じとする。
  - イ 提出場所
    - 申請書等の交付場所と同じとする。
  - ウ 提出方法
    - 郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。
    - なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならない。
  - エ 提出部数
    - 正本1部および副本1部
- 4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定
  - 特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。
  - なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。
- 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間
  - 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあつてはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあつてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。
- 6 その他
  - 特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先
    - 福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室
    - 電話番号 0776-20-0470

武生商工高校新体育館（仮称）建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等（平成10年福井県告示第749号）の規定は適用せず、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

武生商工高校新体育館（仮称）建築工事

(2) 工事場所

福井県越前市文京1丁目 地係

(3) 工事概要

新体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 3階建て 延べ面積3,351.1㎡、渡り廊下 鉄骨造 平屋建ての新築工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「特定建設工事入札参加資格」という。）の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。）を有する3の建設業者（法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づき指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにふさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加え監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に関する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

(3) 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の申請手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評価値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等(3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。)の交付期間等

ア 交付期間

令和5年5月23日(火)から同年6月7日(水)まで(福井県の休日を定める条例(平成元年福井県条例第2号)第1条に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県土木部公共建築課

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送(民間事業者を含む。以下同じ。)または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥ったと明らかに認められる等の入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資格および格付けの決定を取り消すことがある。

5 特定建設工事入札参加資格の有効期間

特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体にあってはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

6 その他

特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先

福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
電話番号 0776-20-0470

福井県告示第256号

大野警察署建築工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格については、建設工事の請負契約等に係る競争入札の参加者の資格等(平成10年福井県告示第749号)の規定は適用せず、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき、別にこの工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたので、同条第2項の規定により、その基本となるべき事項および当該資格の審査の申請の時期、方法等を次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事名

大野警察署建築工事

(2) 工事場所

大野市中保27字臺前8-1 他1筆

(3) 工事概要

庁舎 鉄筋コンクリート造4階建て

延べ面積 3,266.03㎡

車庫 鉄筋コンクリート造平屋建て

延べ面積 161.52㎡

倉庫 鉄筋コンクリート造平屋建て

延べ面積 288.13㎡

その他(パトカー車庫、自転車置場、外構)の新築工事

2 この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「特定建設工事入札参加資格」という。)の審査を申請することができる者

特定建設工事入札参加資格の審査を申請することができる者は、次の条件をすべて満たす共同企業体とする。

(1) この工事を共同して請け負うことを目的として、福井県内に主たる営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の営業所のうち、同項の許可に係る営業所をいう。以下同じ。)を有する3の建設業者(法第2条第3項に規定する建設業者をいう。以下同じ。)により結成された共同企業体であること。

(2) 共同企業体の構成員は、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)を提出する時点において、福井県の競争入札参加資格について建築一式工事A等級の

資格を有すると決定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者については、更生手続開始または再生手続開始の決定後に、別に定める手続に基づく競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。

イ 申請書を提出する時点において、法第3条第1項の許可を有しての営業年数（継続した営業年数とし、許可の失効（法第3条第3項）または許可の取消し（法第29条）があった場合はそれ以前の営業年数は通算しない。以下同じ。）が3年以上あること。

ウ この工事の請負契約に係る一般競争入札に参加しようとする他の共同企業体の構成員でないこと。

エ 共同企業体への出資の比率がいずれも20パーセント以上であること。

オ 申請書を提出する時点において、福井県工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「措置要領」という。）に基づく指名停止または指名除外期間中でないこと。

カ 申請書を提出する時点において、建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度もしくは特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。または退職一時金制度を有している者であること。

キ 申請書を提出する時点において、会社更生法の規定に基づき更生手続開始の申立てが行われている者または民事再生法の規定に基づき再生手続開始の申立てが行われている者であつて、2(2)アの再認定を受けていない者その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる者でないこと。

ク 法第26条第1項に規定する主任技術者または同条第2項および第5項に規定する監理技術者（監理技術者資格者証（裏面で講習受講を確認できない場合は、これに加えて監理技術者講習修了証）を有する者であること。）であつて、この工事に關する入札公告において定める要件を満たしている者をこの工事の現場に専任で配置することができること。

ク 共同企業体の構成員の代表者にあつては次に掲げるアおよびイの要件を、代表者以外の構成員にあつては次に掲げるイの要件を満たしている者であること。

ア 共同企業体への出資の比率が構成員中最大かつ他の構成員の出資比率を上回ること。

イ この工事に関する入札公告において定める工事実績を有する者であること。

3 特定建設工事入札参加資格の審査の手続

特定建設工事入札参加資格の審査を受けようとする者は、次に掲げるところにより申請すること。

(1) 提出書類

ア 申請書

イ 経営規模等総括表

ウ 共同企業体のすべての構成員の経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（経営事項審査の結果についての法第27条の27および第27条の29第1項の規定による通知に係る文書をいう。）の写し（令和5・6年度の福井県建設工事等競争入札参加資格審査（再審査を含む。）において用いたものに限る。）

エ 共同企業体協定書

オ 工事経歴書

カ 技術職員名簿

(2) 申請書等（3(1)に掲げる提出書類をいう。以下同じ。）の交付期間等

ア 交付期間

令和5年5月23日（火）から同年6月7日（水）まで（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

福井県福井市大手三丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課施設契約第一係

(3) 申請書等の提出期間等

ア 提出期間

申請書等の交付期間と同じとする。

イ 提出場所

申請書等の交付場所と同じとする。

ウ 提出方法

郵送（民間事業者を含む。以下同じ。）または持参して提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

なお、郵送により提出する場合には、配達記録が残る書留郵便等を利用して送付しなければならぬ。

エ 提出部数

正本1部および副本1部

4 特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定

特定建設工事入札参加資格の審査をした者の特定建設工事入札参加資格の有無については、3(1)に掲げる提出書類を審査した上で決定し、その格付けについては3(1)ウに掲げる書類に基づき、3(1)イに掲げる書類により審査の上、決定するものとする。

なお、特定建設工事入札参加資格の有無および格付けを受けた者であっても、申請書を提出した後開札までに、共同企業体の構成員のいずれかが措置要領に基づく指名停止または指名除外の措置を受けた場合その他経営不振に陥つたと明らかに認められる等この入札に参加するのにおさわしくないと認められる場合には、特定建設工事入札参加資



格および格付けの決定を取り消すことがある。

- 5 特定建設工事入札参加資格の有効期間  
特定建設工事入札参加資格の有無および格付けの決定は、この工事の請負契約に係る一般競争入札についてのみ有効とし、この工事を落札した共同企業体の入札参加資格および格付けにあってはこの工事が完了し、当該共同企業体の清算が完了した日に、その他の共同企業体においてはこの工事の請負契約が締結された日に、その効力を失うものとする。

- 6 その他  
特定建設工事入札参加資格の審査についての照会先  
福井県土木部土木管理課建設産業・人材支援室  
電話番号 0776-20-0470

## 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
福井県広報誌制作・配布業務委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部知事公室広報広聴課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年3月27日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
株式会社福井新聞PRセンター  
福井県福井市大和田2丁目801
- 随意契約に係る契約金額  
63,178,500円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

- 随意契約に係る特定役務の名称および数量  
「朝だよ！ハピネスふくい」制作・放送委託 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県総務部知事公室広報広聴課  
福井県福井市大手3丁目17番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和5年3月27日
- 随意契約の相手方の名称および住所  
福井放送株式会社  
福井県福井市大和田2丁目510
- 随意契約に係る契約金額  
50,582,180円
- 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当するため。

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

- 一般競争入札に付する事項  
(1) 調達をする業務の名称および数量  
Mail、DNSサーバ、UTM機器類の購入および保守業務 一式  
(2) 業務の仕様等  
入札説明書および仕様書（以下「入札仕様書等」という。）による。  
(3) 契約期間  
令和5年7月7日から令和10年12月31日まで（長期継続契約）  
この場合に、福井県において契約締結日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算

の当該金額について減額または削除があった場合には、この契約を解除する。

(4) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。
- (5) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税について未納のない者であること。
- (6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限る。

約担当者の承認を得て、紙による入札参加確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者については、入札説明書に定める様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請書等の提出期間  
令和5年5月23日（火）9時00分から令和5年6月21日（水）17時00分まで
- (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札によりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信すること。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期限内に提出先へ直接持参または配達証明付書留郵便により提出すること。

提出先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県未来創造部DX推進課 システム共同利用G  
電話 0776-20-0267

5 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

- (1) 入札書の提出方法  
4(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年7月3日（月）9時00分から令和5年7月4日（火）16時00分まで

(3) 開札日時

令和5年7月5日（水）15時00分

(4) 開札場所

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課

6 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税および地方消費税に相当する金額（当該金額の100分の10に相当する額）を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定に関する事項

この入札に関する契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

8 契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 システム共同利用G

電話 0776-20-0267

9 その他

(1) この入札に関する一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(6) 2に記載する、知事が行う入札参加資格申請の審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県未来創造部DX推進課 システム共同利用G

電話 0776-20-0267

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required

Purchase and maintenance of Mail, DNS servers and UTM equipment.

(2) Date, time of Bidding

9:00 A.M. 3rd July 2023 - 4:00 P.M. 4th July 2023

(3) Period of contract

Date of the contract to 31st December 2028

(4) The place for delivery and Contact for notice

DX Promotion Division, Department of Future Creation, Fukui prefectural, 3-17-1,

Ote, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8580 Japan.

TEL 0776-20-0267

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

(1) 調達する業務の名称および数量

環境放射線監視テレメータシステムハードウェア更新事業（物品調達・保守対応）

一式

(2) 業務の様態等

入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 契約期間

令和5年7月14日から令和11年3月31日まで（長期継続契約）

(4) 物品調達業務の期限

令和6年3月31日

(5) 保守対応業務の期間

納入日から令和11年3月31日まで  
この期間に、福井県において契約締結年度の翌年度以降の歳入歳出予算の当該金額に減額または削除があった場合は、この契約を解除する。

(6) 履行場所

入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 品質保証に関して、国際的な品質保証基準であるISO9001:2015「品質マネジメントシステム-要求事項」を基本とした品質保証マネジメントシステムを確立していること。
- (5) 平成20年4月1日以降に元請（共同企業体の場合は当該共同企業体の代表者に限る。）として、国または都道府県発注の遠隔測定システムまたは情報処理システムの構築および保守業務を実施した実績を有している者であること。
- (6) 本業務の対象設備において障害が発生した場合、24時間対応で障害箇所へ3時間以内に到着し修復に着手できる体制を有していること。
- (7) この入札に係る点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができると認められる者であること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与

するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

この入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認書を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項および入札説明会

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先  
〒914-0024  
福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター管理室  
電話 0770-25-6110
  - (2) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスで公開する。
  - (3) 入札説明会の開催日時および場所  
ア 開催日時  
令和5年6月9日（金）10時  
イ 開催場所  
福井県敦賀市吉河37-1  
福井県原子力環境監視センター 会議室
- 5 資格の確認に関する事項
- この入札に参加を希望する者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）に、必要な書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術審査を受け、資格の確認を受けなければならない。
- (1) 申請書等の提出期間  
令和5年5月23日（火）9時から令和5年6月22日（木）16時まで（土曜日および日曜日を除く。）
  - (2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。  
なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならぬ。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

持参または郵送すること。ただし、郵送する場合は配達記録の残る簡易書留郵便等を利用すること（提出期限内に必着）。

なお、提出先は4(1)とする。

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時、場所

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年7月3日(月) 8時30分から令和5年7月4日(火) 16時まで

(3) 開札日時

令和5年7月5日(水) 9時

(4) 開札場所

福井県原子力環境監視センター 会議室

7 入札の方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定方法

この入札に係る調達物品の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 議会の議決

(1) この入札に係る物品の購入が、議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年福井県条例第1号）第3条に規定する財産の取得に該当する場合は、落札後に仮契約を締結するものとする。この場合においては、議会の議決を経たときに限り、当該仮契約を本契約とみなす。

(2) 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、仮契約を締結した業者がこの入札に係る物品の購入契約以外に県の物品の製造の請負または物品の買入れ、修繕等の契約に關し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、県は、当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができる。この場合において、県は、当該仮契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負わない。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語および通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請書の受付期間

福井県の休日を含め定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17-1

福井県会計局会計課 総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アの届出を警察署に行ったときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠った場合、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased  
Renewal of the Fukui prefecture environmental radiation monitoring telemetry system's hardware (product procurement and maintenance support)
- (2) Date, Time of Bidding  
9:00 am, July 5, 2023 (Time-limit for the submission of tenders 16:00 pm, July 4, 2023)
- (3) Deadline for delivery  
Product procurement : March 31, 2024  
Maintenance support : March 31, 2029
- (4) Contract point for the notice  
Fukui Prefectural Environmental Radiation Research and Monitoring Center, 37-1 Yoshiko Tsuruga City, Fukui Prefecture, 9140024, Japan  
TEL 0770-25-6110  
FAX 0770-25-7201

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第16条（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第48条第6項第3号および同令第9条第1項第1号に規定する登録を受けた養成施設（以下「登録養成施設」という。）である福井工業大学環境情報学部環境食品応用化学科について、その名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第20条第2号（同令第9条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公示する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

変更後の	変更前の	変更の日
登録養成施設の名称	登録養成施設の名称	
福井工業大学 環境学部	福井工業大学 環境情報学部	令和5年4月1日
環境食品応用化学科 食品衛生管理者養成課程	環境食品応用化学科	

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする役務（以下「調達役務」という。）の名称および数量  
県立病院関連四施設 空調用中央監視設備更新業務 一式
- (2) 業務内容  
入札説明書、設計書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行期限  
令和6年3月19日（火）
- (4) 履行場所  
福井県こども療育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 入札の日において現に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、および民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 平成20年度以降において、国または都道府県の官公署等で熱源容量が2500kW以上の空調設備（冷温水配管を含み、中央監視設備で監視・制御等を行うものに限る。）について、元請または共同企業体の代表者として新設または更新業務を履行した実績、もしくは平成29年度以降において元請として官公署等との間で延べ床面積17500㎡以上の施設の空調設備の年間保守点検業務を履行した実績（契約期間中のものを除く。）を有すること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
  - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者  
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

その他、電子入札については、「福井県物品等電子入札運用基準」、「福井県物品等電子入札要領」、「福井県物品調達等の電子入札に関する取り扱いについて」による。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-0846  
福井県福井市四ツ井2丁目8-1  
福井県こども療育センター 総務課  
電話 0776-53-6570

(2) 入札説明書等の交付は上記場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 入札参加資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行う者にあつては、入札説明書 別紙様式 1）に、必要書類を添えて次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けるものとする。

(1) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出期間

令和5年5月23日（火）9時から令和5年6月1日（木）17時まで

(2) 入札参加資格確認申請書および必要書類の提出方法

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担

当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するICカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのICカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

(3) 紙入札者に係る入札参加資格確認申請書および必要書類の提出先および提出方法

ア 提出先  
〒910-0846

福井県福井市四ツ井2丁目8-1  
福井県こども療育センター 総務課  
電話 0776-53-6570

イ 提出方法

持参または郵送すること（郵送する場合は簡易書留郵便を利用し、提出期間内必着のこと。）。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時等

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 紙入札者に係る入札書の提出先および提出方法

5(3)と同様とする。

(3) 入札書の提出期間

令和5年7月3日（月）8時30分から令和5年7月4日（火）16時まで

(4) 開札日時および場所

令和5年7月5日（水）10時00分  
福井県福井市四ツ井2丁目8-1  
福井県こども療育センター 総務課

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 落札者の決定に関する事項

入札書に記載された価格が、この入札に係る調達役務の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) この入札に係る一連の手續および契約に関する手續において使用する言語ならびに通貨  
日本語および日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金および契約保証金  
福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。
- (3) 入札の無効  
福井県財務規則第151条の規定による。
- (4) 契約書作成の要否
- (5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置
- ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。  
なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。
- (6) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所
- ア 申請者の受付時期  
福井県の休日を含め、随時申請を受け付ける。
- イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先  
〒910-8580  
福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県会計局会計課総務第三グループ  
電話 0776-20-0253
- (7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required  
Replacement of the Central monitoring facility for Air conditioning of the Four facilities related to prefectural hospitals
- (2) Date, time of bidding  
10:00AM 5th July, 2023
- (3) Deadline for delivery

March 19, 2024

(4) Contact point for the notice

General affairs division, Fukui prefectural rehabilitation center for children with disabilities 2-8-1 Yotsui, Fukui city, Fukui prefecture:910-0846,Japan.  
TEL 0776-53-6570

三宅土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治

役員名	氏名	住所
理事	若松 和雄	若狭町熊川39-26
〃	松見 善行	若狭町新道61-25
〃	上中 晃	若狭町関60-14-1
〃	水江 博次	若狭町飯屋33-18
〃	塚本 稔	若狭町飯屋35-9
〃	山田 善市	若狭町三宅45-22-2
〃	水江 勘藏	若狭町三宅59-2
〃	水江 幸造	若狭町三宅62-16-1
〃	森長喜三郎	若狭町市場13-8-4
〃	西田 一彦	若狭町井ノ口28-4
〃	井ノ口清英	若狭町井ノ口28-7
〃	河原 眞	若狭町天徳寺17-4
〃	三木 正彦	若狭町天徳寺31-5
〃	百田 久好	若狭町神谷25-14
〃	百田 保裕	若狭町神谷25-29
監事	田中 治	若狭町飯屋12-1
〃	玉井 治雄	若狭町三宅51-13
〃	塚本 常夫	若狭町日笠11-4

三宅土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和5年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和5年5月23日

福井県知事 杉本 達治



役員名	氏名	住所
理事	池田 博	若狭町熊川34-26
〃	堂本 佳嗣	若狭町新道44-14
〃	西陣 教雄	若狭町関58-2
〃	田中 治	若狭町飯屋12-1
〃	楯 茂樹	若狭町飯屋35-9
〃	水江 勘蔵	若狭町三宅59-2
〃	水川 善明	若狭町三宅50-3
〃	水江 幸造	若狭町三宅62-16-1
〃	玉井 茂博	若狭町市場15-2
〃	西田 一彦	若狭町井ノ口28-4
〃	西田 昌弘	若狭町井ノ口33-19
〃	三木 和俊	若狭町天徳寺35-22
〃	三木 茂	若狭町天徳寺15-34
〃	橋本 圭一	若狭町神谷25-6-2
〃	橋本 敏博	若狭町神谷25-24
監事	塚本 嘉夫	若狭町飯屋39-16
〃	森上啓三朗	若狭町三宅20-20
〃	田中 輝好	若狭町日笠60-24

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
大飯郡高浜町和田144字西石ケ平1番、2番1、2番2、2番3、2番4、2番1、2番12、7番、12番1、12番2、12番3、12番4、12番5、12番6、14番
- 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
福井県大飯郡高浜町高森2番10  
岬工業 株式会社  
代表取締役社長 石島 一雄

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年5月23日

福井県嶺南振興局長 小林 弥生

- 開発区域または工区に含まれる地域の名称  
大飯郡高浜町宮崎63字東丁田2番1外7筆
- 開発許可を受けた者の住所ならびに名称および代表者の氏名  
石川県白山市松本町2512番地  
株式会社クスのアオキ  
代表取締役社長 青木 宏憲

## 公安委員会告示

### 福井県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）および警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第6条に基づき法第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和5年5月23日

福井県公安委員会

委員長 春木 麻紀子

1	講習に係る警備業務の区分	講習の種類	実施期間	定員
1	講習に係る警備業務の区分	新規取得講習	令和5年6月26日(月)から 令和5年7月3日(月)まで	30名
		追加取得講習	令和5年6月29日(木)から 令和5年7月3日(月)まで	

日曜日および土曜日を除く。

- 実施場所  
福井市成和1丁目1424番地 アイビックス第三ビル  
一般社団法人福井県警備業協会
- 受講対象者  
(1) 新規取得講習

受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者  
イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るもの）

- 限る。以下「1級検定」という。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「2級検定」という。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧1級検定」という。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るもの)に限る。以下「旧2級検定」という。)に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- (2) 追加取得講習
- 受講申込みを行う日において、2号警備業務の区分以外の警備員指導教育責任者資格者証または警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「資格者証等」という。)の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当する者とする
- ア 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 1級検定(2号警備業務に係るもの)に係る合格証明書の交付を受けている者
- ウ 2級検定(2号警備業務に係るもの)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事している者
- エ 2号警備業務に係る旧1級検定に合格した者
- オ 2号警備業務に係る旧2級検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者
- 4 受講申込みの手続
- (1) 受付期間
- 令和5年5月29日(月)から同年6月7日(水)までの午前9時から午後0時までおよび午後1時から午後5時までの間(日曜日および土曜日を除く。定員になり次第受付を終了する。)
- (2) 受付場所
- 福井県内の警察署
- なお、本人が直接申請することとし、郵送や代理人による申請は認めない。
- (3) 提出書類
- ア 共通
- 警備員指導教育責任者講習受講申込書(申請前6月以内に撮影した無帽、無背景の縦4センチメートル、横3センチメートルの写真1枚を貼り付けること。) 1

## 通

## イ 新規取得講習

- (ア) 上記3(1)アに該当する者
- a 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。) 1通
- b 履歴書 1通
- (イ) 上記3(1)イに該当する者
- 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- (ウ) 上記3(1)ウに該当する者
- a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- (エ) 上記3(1)エに該当する者
- 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- (オ) 上記3(1)オに該当する者
- a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- ウ 追加取得講習
- (ア) 上記3(2)アに該当する者
- a 警備業務従事証明書 1通
- b 履歴書 1通
- c 資格者証等の写し 1通
- (イ) 上記3(2)イに該当する者
- a 2号警備業務に係る1級検定合格証明書の写し 1通
- b 資格者証等の写し 1通
- (ウ) 上記3(2)ウに該当する者
- a 2号警備業務に係る2級検定合格証明書の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 資格者証等の写し 1枚
- (エ) 上記3(2)エに該当する者
- a 2号警備業務に係る旧1級検定合格証の写し 1通
- b 資格者証等の写し 1枚
- (オ) 上記3(2)オに該当する者
- a 2号警備業務に係る旧2級検定合格証の写し 1通
- b 警備業務従事証明書 1通
- c 資格者証等の写し 1枚
- (4) 手数料
- ア 新規取得講習

38,000円

イ 追加取得講習

14,000円

に相当する手数料を、受付時に受理番号を取得してから納入すること。

なお、納付された受講手数料は、返還しない。

5 講習に関する問合せ先

福井県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話0776-22-2880(内線3192、3193)または各警察署生活安全

課(係)

6 その他

(1) 委託先

本講習は、一般社団法人福井県警備業協会に委託して実施する。

(2) 修了検査

講習終了後、福井県公安委員会が修了検査を行い、当該講習の課程を修了したと認められる者に対し、警備員指導教育責任者講習修了証明書を交付する。

令和五年五月二十三日発行  
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一号 福井県